

一人一人が備えてこ！
防災力UP！鳥羽
 vol.48
 総務課防災危機管理室 ☎(25) 1118

住まいの家具の

転倒防止対策は大丈夫ですか

過去の震災では、転倒した家具の下敷きとなり、犠牲になつた方が多くいました。このような被害を少しでも軽減するためには、家具を固定しておくことが極めて有効です。また、屋外への避難経路の確保にもつながります。

家具転倒防止器具支給事業

高齢者や障がい者のかたの住まいの安全対策として、地震が発生したときの家具転倒事故を防ぐため「家具転倒防止器具」を無料で支給します。

対象世帯

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯で、昨年度までに支給を受けていない世帯

- 70歳以上の高齢者のみの世帯
- 身体障害者手帳（1級・2級に限る）の交付を受けているかたの属する世帯
- 介護保険法の規定による要介護認定（要介護3以上）を受けているかたの属する世帯

支給器具の種類

- 次の器具を、合計3組まで支給します。
- L型金具（1組2個）
 - ベルト式器具（1組2個）
 - 突っ張り棒（1組2本）
 - レール式金具（取り付け希望者限定）

申請方法

総務課防災危機管理室、市民課、保健福祉センターひだまり、各連絡所で申請書類の配布・受け付けを行います。
 ※申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間

6月1日(木)～30日(金)

取り付け

申請に基づき事前調査を行い、取り付けを行います。ただし、取り付けられない場合もあります。
 訪問する日程については、電話などで連絡調整します。
 （9月～10月ごろ訪問予定）



突っ張り棒



ベルト式器具



L型金具

消費者トラブルにご用心!

vol.24

消費生活相談

開設日時：月・水・金
 午前9時～午後4時
 場所：市民文化会館3階
 農水商工課商工労政係 ☎(25) 1156
 鳥羽市消費生活相談室 ☎(25) 1241

平成28年度の相談結果を報告します

平成28年4月～平成29年3月の一年間に市民のみなさんから寄せられた相談を集計しました。

全国的な傾向に沿うように市内でもスマートフォンやパソコンなどの普及による、電気通信サービスのインターネット通信販売・架空請求でのトラブルの比率が増大しています。

本市では、通信販売の相談が29%と最も多く、店舗販売が18%、架空請求が13%、訪問販売が11%と続きます。

狙われる高齢者

相談者の年齢層の比率は次のとおりです。

40歳以下	18%
50歳代	29%
60歳代	21%
70歳以上	32%

60歳以上のシニア層のみなさんのトラブル比率が全体の50%以上あり、中でも70歳以上の高齢者のかたが増加傾向にあるなど、「狙われる高齢者」の様相が尚一層強くなっています。

高齢者のみなさんの中には、健康・病気に対しての不安、住まいや付帯設備などの不安、老後の資金などの経済的不安をお持ちのかたもいるのではないのでしょうか。悪徳業者はこれらの不安に「安くなる、無料になる、必ず儲かる」などと甘い言葉で付け込みます。高齢者は「自分はしっかりしている、家族や周囲に知られたくない、自分で決めてしまいたい」との感情が他の年齢層より強く、周りのかたが実態把握できない事が多いため、気付いた時にはすでにトラブルに陥っていたケースが多くあります。

前回でも紹介しましたが、決して一人で悩まず家族や周りのかたへの相談、もしくは消費生活相談室に相談してください。

今回は、今、全国的に増大している「格安」をうたった消費者トラブルについて事例などを含めて紹介します。